

令和6年4月22日

組合員・ご利用者 各位

ちば東葛農業協同組合
代表理事組合長 高橋 一雄

千葉県による業務改善命令の解除について（お知らせ）

平素より当組合の事業運営全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合は、業務執行態勢に問題があるとして、令和5年5月19日に千葉県知事より業務改善命令を受けました。

当組合は、これを真摯に受け止め、ガバナンスの強化および法令等遵守態勢ならびに内部けん制態勢の再構築に取り組んでまいりました。

今般、これまでの取り組みの結果、令和6年3月28日付にて業務改善命令が解除されましたことをご報告申し上げます。

当組合は、今後も業務改善への取り組みを継続し、更なるコンプライアンスの遵守に努めてまいります。

つきましては、組合員・利用者の皆さまに信頼される組織として事業活動に邁進してまいりますので、今後ともご指導ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。